出産・子育て応援プラン事業申請受付等業務委託

企画提案実施要領

１　趣旨

全ての妊婦・養育者が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、伴走型相談支援体制の拡充を図るとともに、出産・子育て応援プラン給付金を支給する事業を開始する。

当該事業は、令和４年４月以降の出産から遡及して対象とするため、一時的に大量の事務処理が発生することが予測されることから、案内発送、申請受付から給付金の支給までの一連の事務及び問い合わせ対応のためのコールセンター等の業務を担う事業者を募集するものである。

募集にあたっては、豊富なノウハウや経験を生かし、妊婦・養育者の視点に立って円滑に業務を遂行するため、プロポーザル（企画提案）方式により、提案を募り、総合的な事業者の技量を適正に審査のうえで、事業者の選定を行う。

２　委託業務

（１）件名

出産・子育て応援プラン事業申請受付等業務委託

（２）委託場所

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

（３）委託内容

別紙仕様書のとおり

（４）委託期間

契約締結日の翌日から令和５年９月３０日まで

（５）委託限度額

上限７８，１１４，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

３　参加資格要件

プロポーザルに参加を希望する者は、以下のすべての要件を満たしていること。

（１）共通事項

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから、２年間を経過しない者

イ　当該入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの

エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの

オ　千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を当該業務の企画提案書の提出期限の日から審査による事業者決定日までの間に受けている者

カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
キ　千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの
ク　千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

（２）個別事項

ア　令和４・５年度の千葉市委託入札参加者資格者名簿に登録されている者であること（共同企業体による参加の場合は、構成する団体等それぞれが当該名簿に登録されていること）。共同企業体による参加の場合、次の各号を満たしていること。
（ア）共同企業体を構成する各団体等が明確であり、それぞれが法人格を有すること。
（イ）構成員は前記（１）及び（２）ウ・エの条件を満たしていること。構成員間における協定書等において、事故が起きた場合などの責任の所在が明らかになっていること。
イ　参加申込にあたっては、1事業者1参加申込とし、共同企業体による参加の場合、当該共同体の構築事業者は、本委託の他の共同企業体の構成事業者を兼ねていないこと。
ウ　一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は一般社団法人日本プライバシー認証機構が認定するTRUSTeを取得していること。
エ　ISMS（ISO/IEC27001、JISQ27001）又は同等の情報セキュリティマネジメントシステムの認証を取得していること。

５　参加に関する手続き

（１）スケジュール【予定】

	内　容	日　程
①	企画提案実施要領公表	令和4年12月28日（水）
②	参加申込書受付	令和4年12月28日（水） ～令和5年1月13日（金）
③	質問受付	令和4年12月28日（水）～令和5年1月10日（火）
④	質問回答日（ＨＰに掲載）	令和5年1月12日(木)
⑤	参加資格確認結果通知書送付	令和5年1月18日（水）
⑥	企画提案書受付期限	令和5年1月23日（月）まで
⑦	選考委員会開催	令和5年1月27日（金）
⑧	最優秀提案者決定	令和5年1月31日（火）

（２）仕様書等の配布

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課ホームページに掲載
ホームページアドレス
https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/shien

（３）参加申込み

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

ア　提出期限

令和５年１月１３日（金）午後５時必着　※厳守

イ　提出方法

直接持参又は郵送すること。(提出期限内必着)

持参の場合は、土・日・休日を除く午前９時から午後５時まで。

※郵送の場合は書留とすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ　提出先

〒261-8755

千葉市美浜区幸町１－３－９　千葉市総合保健医療センター２階

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

エ　提出書類

（ア）企画提案参加申込書（様式第１号）

（イ）事業者概要（様式第２号）

（ウ）同種の業務実績（様式第３号）

（エ）共同企業体一覧（様式第４号）※共同企業体の場合

（オ）委任状（様式第５号）※共同企業体の場合

（カ）見積書（様式第６号）※内訳書添付

（キ）参加資格要件の（２）ウ及びエを満たすことがわかるもの

（ク）質問書（様式第７号）※質問がある場合

オ　参加資格確認通知の送付

上記により提出を受けた書類に基づき参加資格の確認を行い、令和５年１月１８日（水）に参加決定の可否について、電子メール及び書面により通知する。

（４）内容に関する質問の提出方法等

本企画提案の実施においては説明会を実施しないため、本募集要項の内容について、不明な点が生じた場合、下記により質問すること。

ただし、企画提案に直接関係のないものについては、質問を受け付けない。

ア　受付期間

令和４年１２月２８日（水）から令和５年１月１０日（火）午後３時まで

イ　提出方法

下記メールアドレスに電子メールで送信することとし、持参、郵送、電話での質問は受け付けない。電子メールの件名は、「出産・子育て応援プラン事業申請受付等業務委託企画提案に関する質問（事業者名称)」とすること。公募に関する必要項目についてのみ質問を受付ける。

提出先Ｅメールアドレス：shien.boshi@city.chiba.lg.jp

ウ　提出書類

質問書（様式第７号）

エ　質問に対する回答

令和５年１月１２日（木）に、千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課ホームページにて公開する。

なお、回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

ホームページアドレス https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/shien

（５）企画提案書の提出

参加決定可の通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

ア　提出期限　　令和５年１月２３日（月）午後５時必着　※厳守

イ　提出方法

直接持参又は郵送すること。（提出期限内必着）

持参の場合は、土・日・休日を除く午前９時から午後５時まで。

※郵送の場合は書留とすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

ウ　提出先

〒261-8755

千葉市美浜区幸町１－３－９　千葉市総合保健医療センター２階

千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

エ　提出書類

出産・子育て応援プラン事業申請受付等業務委託企画提案書

オ　企画提案書の内容

仕様書に記載の内容に沿った提案を行うこと。

提案には別紙選定評価基準に掲載の、評価の着眼点と評価基準に対して、具体的かつ詳細な説明が含まれていること。

（ア）基本方針

（イ）実施体制

（ウ）企画提案

（エ）事業実績

（オ）事業費の積算

カ　提出にあたっての留意事項

（ア）提出部数は、８部（正本１部、副本７部）とすること。

（イ）構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。

正本のみ、商号又は名称及び代表者名を記載して押印すること。

副本は、企画提案書の内容から、提案者の名称が判明・特定できないよう、必要な処置を講ずること。

（ウ）表紙には下記の項目を掲載すること。

①宛名　千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課

②タイトル　出産・子育て応援プラン事業申請受付等業務委託

③提出年月日

（エ）提案内容（本文）は、Ａ４版（横書き）とする。

１提案に対し、片面印刷で１０ページ（表紙、目次、あい紙、裏表紙を除く。）以内とする。

キ　企画提案書提出後の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

ク　本企画提案は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

６　委託業者の選考

（１）ヒアリングの開催

企画提案書提出者に対し、下記の要領でヒアリングを行う。ヒアリングの方法等は選考委員会で決定する。なお、ヒアリングにおいては、別途要綱に基づき設置している出産・子育て応援プラン事業申請受付等業務委託プロポーザル選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の委員が審査し、選考を行う。

ア　日　　時　令和５年１月２７日（金）※詳細は別途通知する

イ　会　　場　千葉市中央区千葉港１番１号※詳細は別途通知する

ウ　出席人数　各事業者２人までとする。コンサルタント等、事業担当者ではない者

の出席は認めない。

エ　時　　間　１事業者あたり２５分程度を予定
（プレゼンテーション１０分、質疑応答１５分）

オ　留意事項

（ア）パソコン及びプロジェクター等の機器は適宜使用できる。使用にあたっては、事前に市と打合せを行うこと。

（イ）ヒアリング当日の追加資料の配布は認めない。プロジェクターでの共有は企画提案書の画面共有のみとする。

なお、企画提案書は事前に委員に配付しており、ヒアリング当日も持参している。

（ウ）千葉市情報公開条例第７条第１項第５号の規定に基づき、非公開で行う。

（２）選考方法及び選考基準

ア　選考方法

企画提案内容の各項目について内容を審査し、選考委員会の委員による採点により最高合計点数を獲得した提案者を第１位として選考する。なお、最高合計点数を獲得した提案者が複数で同点の場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

また、提案者が一者のみの場合も、審査を行い、出席した委員による採点の平均点数が５０点以上の場合、受託候補者とする。

イ　選考基準

選考にかかる評価項目は別紙のとおりとする。

（３）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア　見積額が、本要領２－（５）に記載する委託限度額を超過した場合

イ　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ　提出書類に虚偽の記載があった場合

エ　提出書類に重要な誤脱があった場合

オ　会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

カ　審査の公平を害する行為があった場合

キ　その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

（４）選考結果の通知

選考結果については、ヒアリング後、採用、不採用にかかわらず提案者全員に速やかに電子メールにより通知する。また、第１位の提案者については企業名・点数を、第１位の提案者以外の参加者については点数のみを、令和５年２月を目途に千葉市ホームページに掲載するものとする。掲載予定日については、決定次第、参加申込受付者宛て連絡する。

なお、選考結果に関する異議申立ては一切認めない。

７　契約方法

（１）第１位の提案者の決定後は、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意した後に、提案者より改めて見積書を徴し、予算の範囲内で随意契約により契約を締結するものとする。

（２）なお、前項の交渉が不成立の場合には、市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、予算の範囲内で随意契約により契約締結するものとする。

（３）第１位の提案者が事前に定めた最低評価基準点を下回る場合は、随意契約の対象としない。

（４）契約相手方は、この契約と同時に契約金額の１００分の１０以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和４０年千葉市規則第３号）第２９条に該当する場合は、免除とする。

（５）契約時には、以下の書類（別紙）の提出が必要となる。

ア　労働関係法令の順守に関する誓約書
イ　個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書
ウ　庁舎外作業承諾願

８　その他留意事項
（１）企画提案書の作成、提出及びヒアリングに要する費用及び交通費は提案者の負担とする。
（２）提出された企画提案書等、書類一式は返却しない。
（３）採択された企画提案書の著作権は、千葉市に帰属するものとする。
（４）提出書類や選考結果（不採用となった事業者の名称、審査結果を含む）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成１２年４月３日条例第５２号）の規定に基づき、公にすることにより、当該事業者又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。
　ただし、企画提案書選考期間中は、同条例第７条第１項第６号の規定に基づき、開示の対象としない。
（５）本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく、第三者に漏らしてはならない。
（６）参加申込み後に参加を辞退する場合は、別紙「辞退届」を提出すること。

９　業務完了報告及び検査並びに委託料の支払
（１）受注者は、発注者の定める報告書を毎月末に提出し、発注者による検査完了後、月ごとに委託料を請求すること。
　なお、分割した際に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計を毎年度最初の支払月に加えて支払うものとする。
（２）対象者の給付金申請・受付にかかる郵便料金は、実費による精算とする。
（３）市は、請求書を受理した日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

１０　問合せ先
千葉市保健福祉局健康福祉部健康支援課
〒261-8755　千葉市美浜区幸町１丁目３番９　総合保健医療センター２階
電話　043(238)9925　　FAX　043(238)9946
Ｅメール　shien.boshi@city.chiba.lg.jp
担当：母子保健班